

唐津市公告

地域計画の変更案の公告縦覧について

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告し、縦覧する。

令和7年11月27日

唐津市長 峰 達 郎



1 地域計画の変更案を作成した地区

- (1) 湊地区（唐津）
- (2) 浜崎地区（浜玉）
- (3) 平原地区（浜玉）
- (4) 天川地区（厳木）
- (5) 成瀬地区（北波多）
- (6) 名護屋・波戸地区（鎮西）
- (7) 殿ノ浦地区（呼子）
- (8) 馬川地区（七山）

2 縦覧場所

唐津市役所農政課

3 縦覧期間

令和7年11月27日から令和7年12月11日まで

4 意見の申し立て

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、各計画の変更案に対して意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに唐津市農政課まで任意の様式で意見書を提出すること。